

# 令和6年度より適用される主な税制改正について

## 1. 森林環境税の創設

森林環境税とは、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課されます。

令和6年度より個人住民税の均等割と合わせて年額1,000円が課税され、市民税・県民税（住民税）と合わせて市区町村が徴収することになります。

なお、平成26年度より、東日本大震災復興基本法に基づき、均等割額に1人年額1,000円が上乗せされていましたが、こちらは令和5年度で終了します。

森林環境（国税）と住民税均等割（市民税・県民税）の税額				
	森林環境税 （国税）	住民税均等割 （市民税）	住民税均等割 （県民税）	合計
令和5年度以前	-	3,500円	1,500円	5,000円
令和6年度以降	1,000円	3,000円	1,000円	5,000円

## 2. 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度より、扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化されます。30歳以上70歳未満の者については、次のいずれにも該当しない場合、扶養控除の適用対象外になります。

- 1 留学により国内に住所および居所を有しなくなった者
- 2 障害者
- 3 その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

必要書類（提出または提示）			
国外居住親族の年齢区分	親族関係書類※1	送金関係書類※2	その他必要書類
29歳以下	○	○	-
30歳以上 70歳未満	留学により非居住者となった人	○	留学ビザ等
	障害者	○	障害者手帳等
70歳以上	○	○	-
	扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払を <b>38万円以上</b> 受けている人	○ 各人ごとに38万円以上の送金をしていることを明らかにする書類	-

※1：書類が外国語で作成されている場合は翻訳文が必要です。

※2：扶養親族が複数いる場合は、各人への送金関係書類が必要です。代表者への一括送金の場合はその代表者のみが扶養対象者となります。

【参考】 [国外居住親族に係る扶養控除等の適用について（国税庁）](#)

### 3. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。

令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る課税方式		
申告年度（年分）	所得税の課税方式	住民税の課税方式
令和5年度以前（令和4年分以前）	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	以下の3つより選択 <u>（所得税と異なる課税方式選択可）</u> ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税
令和6年度以降（令和5年分以降）	以下の3つより選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ課税方式で算定 （選択不可）

(令和4年分確定申告書)

(令和5年分確定申告書)

▲確定申告書（第二表）における変更点